

# 消費生活情報

〜お試し1回のつもりが定期購入に!〜

## 相談事例

▽美容サプリ100円の商品をスマホで見つけ、すぐに注文して商品も届いた。ところが、2週間後に同じ商品が箱詰めで届き、定期購入であることを知った。今度は4万円と高額な請求が来た。

(40歳代・女性)  
▽80%割引の育毛剤1,500円をネット注文して商品が届いた。1か月後に同じ物が届き、今度は7,500円だった。調べてみると最低4回購入が条件で、初回だけ割引だと分かった。業者に解約の電話を何回してもつながらない。

## 知って、豆知識

(50歳代・女性)  
インターネット通販による定期購入のトラブルの相談が多く寄せられています。通信販売はクーリング・オ

## 消費生活に関する相談場所

府中市消費生活センター  
(☎43-7106)  
※市役所南棟にあります。

相談日 毎週月・火・木  
・金曜日10時～12時、  
13時～16時  
※祝日・年末年始は除く。

上下町民会館での消費生活出張相談もあります。詳しくは、府中市消費生活センターへお問い合わせください。

フ制度がないため、特に「お試し」や「初回」の価格が表示されている場合、定期購入が条件となっていないか十分注意が必要です。  
主なトラブルの原因は、  
▽業者の広告や申し込み画面上で定期購入と気付きにくい表示になっている。また、代金総額が明示されていないものがある。  
▽いつでも解約可とあっても、解約期間を限定したり、電話での解約しか認めないなど、消費者に不利な条件が設定されている。  
▽解約の電話やメールをし

業者は、広告に定期購入であること、支払総額、契約期間、解約条件などを消費者に分かりやすく表示する義務があります。しかし、このルールが守られていない業者が多く見受けられます。  
**アドバイス**  
▽面倒でも、注文前に定期購入の可否や返品・解約条件を理解しておく。場合によっては業者に電話して、事前につながりやすさも含め確認する。  
▽広告、最終申し込み画面受注メールなど業者との対応記録を残しておく。  
▽解約の電話がつかない場合、メールなどで解約通知と連絡がつかない旨の苦情を記載しておく。



「その契約、大丈夫？」  
～知っていますか？ AV出演強要問題～

「そのアルバイト、大丈夫？」  
～知っていますか？「JKビジネス」問題～

4月はAV出演強要・「JKビジネス」等被害防止月間

# ちょっと待って！ おいしい話には毒がある..

4月は、生活環境が大きく変わる時期で、気付かないうちに悪質な被害に遭う危険が高まります。

## AV出演強要の事例

「モデルになりませんか」と街でスカウトされ、撮影に行くとAV撮影だった。断ると、高額な慰謝料を請求された。

## JKビジネスの事例

SNSで「客の隣でしゃべるだけ」というバイトを始めると、客から性行為を強要された。

## ◎相談することが問題解決への第一歩！

相談・問い合わせ先 女性子ども課 (☎43-7216)

※土・日曜、祝日、年末年始を除く 8時30分～17時15分。